

平成24年度

食品健康影響評価技術研究

応募要領

平成23年12月

内閣府

食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課

目 次

はじめに	1
第1 応募資格等	1
1 応募資格	
2 応募の制限等	
第2 リスク評価研究の概要等	2
1 募集する研究課題	
2 実施期間	
3 リスク評価研究体制	
第3 応募手続等	2
1 応募方法	
2 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募の手順	
3 応募書類	
4 応募期間、応募先等	
第4 研究課題の決定等	5
1 審査の方法及び手順	
2 審査基準	
3 日程	
4 課題の採否の通知	
5 研究課題の登録	
6 他の研究助成等を受けている場合の措置	
第5 委託契約等	6
1 委託契約の締結	
2 契約時に必要な書類	
3 再委託契約の締結	
4 研究委託費	
5 繰越明許制度について	
6 委託契約の解除	
第6 研究の成果	9
1 実績報告	
2 知的財産権の帰属	

3	刊行等	
4	成果の公表	
5	健康危害情報	
第7	リスク評価研究の評価	10
第8	報告等	10
第9	その他	10
1	「競争的資金の適正な執行に係る指針」への対応について	
	①「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除を行うための措置	
	②不正使用及び不正受給への対応	
	③研究上の不正行為への対応	
2	個人情報の取扱い	
3	国民との双方向コミュニケーション活動について	
(別紙1)	e-Radによる応募について	13
(別紙2)	評価項目及び評価基準	17
(別添)	必要書類チェックシート	18
	受付通知用はがき及び課題採否通知用封筒の作成について	19
	研究実施計画(様式1～様式9)	20
	主任研究者証明書(記入例)	34
	事務委任承諾書(記入例)	35
	作成上の留意事項	36
	記載例	41
	競争的資金の適正な執行に関する指針	53
	競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針	59
	府省共通経費取扱区分	65

この公募は、本来平成24年度予算が成立した後に行うべきものですが、同予算成立後速やかに委託研究を開始していただくために事前に公募を行うこととしているものです。このため、予算の成立状況によっては、種々の変更が生じ得ることを承知願います。

食品健康影響評価技術研究応募要領

はじめに

食品安全委員会は、食品健康影響評価技術研究（以下「リスク評価研究」という。）について研究課題の募集を行い、これに応募された課題の中から研究課題を決定します。

採択された応募者は、所属する研究機関等が食品安全委員会と委託契約を結んでから当該リスク評価研究を実施することとなります。

この要領は、食品安全委員会食品健康影響評価技術研究実施要領（平成17年5月18日食品安全委員会事務局長決定）（以下「実施要領」という。）第3の規定に基づき、リスク評価研究の課題の募集手続きについて具体的に説明することを目的とします。

第1 応募資格等

1 応募資格

応募資格を有する者は、次のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 国以外の研究機関（大学、試験研究機関等をいう。以下同じ）に所属し応募に係る課題の研究について当該研究機関において研究を取りまとめる研究者
- (2) 国の研究機関に所属し、研究委託費の管理及び経理に係る事務を所属する研究機関の長に委任することについて、同意を得ることができる研究者

2 応募の制限等

(1) 重複応募による審査除外

次のいずれかに該当する場合は審査の対象から除外されます。

- ア 同一課題名又は内容で、既に国や独立行政法人が運用する競争的資金やその他の研究助成等を受けている場合、又は採択が決定している場合
- イ 類似性の高い研究で既に国や独立行政法人が運用する競争的資金やその他の研究助成等を受けている場合、又は採択が決定している場合について、提案課題との役割分担や仕分けが応募書類に明確に記載されていない場合
- ウ 同一の者が2件以上の研究課題に応募した場合（ただし、分担者として複数の異なった研究課題に参画することを妨げません。）

(2) 不正による応募の制限

リスク評価研究は、国や独立行政法人が運用する競争的資金制度の一つとして位置付けられています。したがって、本制度への応募に際しては、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（別添資料参照）に基づき、以下のとおり応募を制限します。

ア 競争的資金の不正使用及び不正受給を行った場合の制限

本制度及び他府省等の競争的資金制度において資金の不正使用又は不正受給を行ったために、委託費又は補助金等の全部又は一部を返還させられた研究課題の研究者及びそれに共謀した研究者は、一定期間、本制度の主任研究者及び分担研究者になることはできません。

イ 研究上の不正行為を行った場合の制限

本制度及び他府省等の競争的資金制度による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為があったと認定された場合で、不正行為に関与した者及び不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、一定期間、本制度の主任研究者及び分担研究者になることはできません。

第2 リスク評価研究の概要等

1 募集する研究課題

食品安全委員会は、食品の安全性の確保の観点から緊急性・重要性が高く、リスク評価研究の成果が評価手法の策定等に資するものとして、毎年度、研究領域を設定し、これに対応した研究課題を募集します。

2 実施期間

リスク評価研究の実施期間は、1研究課題につき原則として2年以内とします。なお、毎年度実施する中間評価の結果に基づき、実施期間が短縮されることがあります。

3 リスク評価研究体制

研究課題の応募を行う研究者（以下「主任研究者」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとします。

- ① 研究実施計画の企画及び立案並びに当該リスク評価研究の成果を総括できること。
- ② リスク評価研究の進行管理、研究に参画する関係機関との相互調整、委託契約に係る事務の管理（知的所有権の管理を含む。）その他リスク評価研究の管理を行う能力を有すること。
- ③ リスク評価研究を実施するために十分な時間を継続的に確保することができること。

なお、主任研究者は、リスク評価研究の一部を他の研究者に分担させることができます。

第3 応募手続等

1 応募方法

応募は、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）（※）での申請となります。

この場合、申請を行おうとする主任研究者及び分担研究者は、あらかじめ当該システムへ登録し、研究機関コード及び研究者番号を取得しておく必要があります。

登録方法については、ポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/>）をご参照下さい。

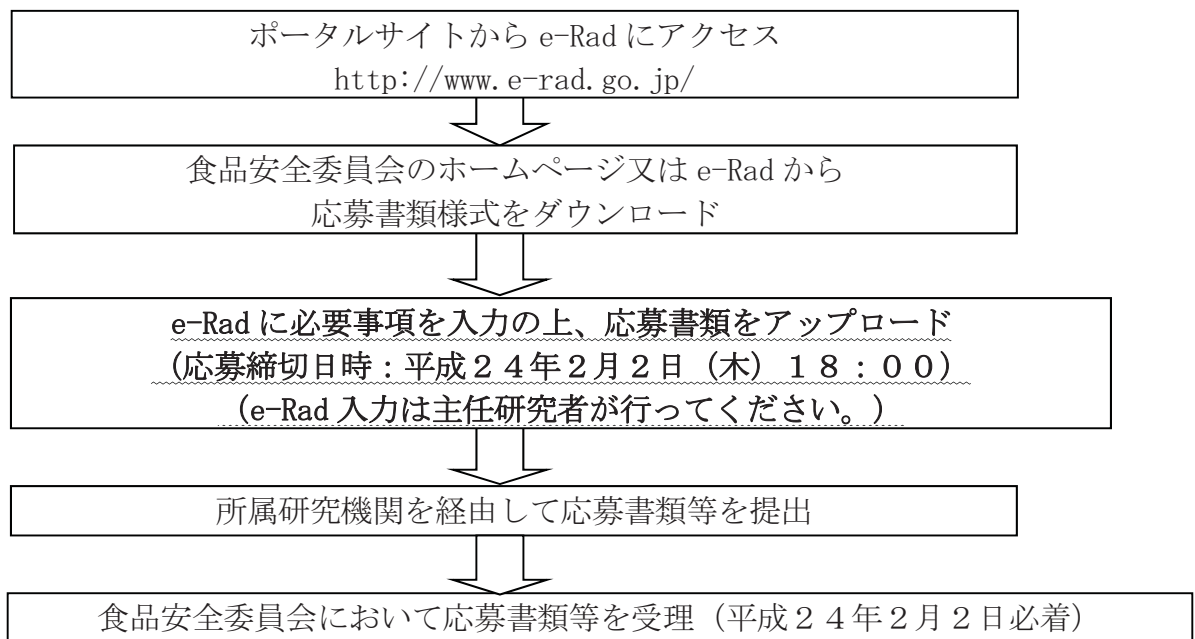
なお、登録手続に日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって

登録手続きをしてください。

(※) e-Rad について

e-Rad とは、競争的資金制度を中心として、研究管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

2 府省共通研究開発システム（e-Rad）を利用した応募の手順



- ※ 研究者は、所属する研究機関の長の承認を受けて申請を行ってください（申請の際は、e-Rad 上で所属する研究機関での承認処理が必要です。また、アップロードする応募書類（3 応募書類の②、③）には、所属する研究機関の長の押印が必要となりますので、押印した応募書類を PDF に変換してアップロードしてください。）。
- ※ 採択後は所属する研究機関と食品安全委員会が委託契約を締結し、以後の経理事務について所属する研究機関が責任を持って管理することになるため、応募の際にはあらかじめ経理担当者との連絡調整を十分に行ってください。
- ※ なお、研究機関情報及び研究者情報の登録、応募申請については、別紙1「e-Rad による登録について」をご参照ください。

3 応募書類

e-Rad を利用して応募していただきますが、当面の間は e-Rad による公募に併せて、書面による提出をお願いします。

応募書類は、次の①から④までの書類等（以下「応募書類等」という。）になります。

- ① 必要書類チェックシート
- ② 研究実施計画（書類）
- ③ 主任研究者証明書又は事務委任承諾書
- ④ 受付通知用はがき及び課題採否通知用封筒

なお、応募書類等は別添の様式を用いることとし、同様式は、食品安全委員会のホームページ又は e-Rad からダウンロードすることができます。また、応募書類等の作成に当たっては、ワードプロセッサ又は表計算用ソフトウェアを使用してください。

4 応募期間、応募先等

(1) e-Rad による応募

応募受付期間：平成24年1月4日(水)～平成24年2月2日(木)18:00まで

システムの利用可能時間帯：(月～金)午前6:00から翌午前2:00まで

(土曜日)午後0:00から翌午前2:00まで

(日曜日)午後0:00から翌午前2:00まで

連絡先等：別紙1「e-Radによる応募について」をご参照ください。

(2) 応募書類等の提出先

応募期間：平成24年1月4日(水)～平成24年2月2日(木)【必着】

提出先：〒107-6122 東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル22階

内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課調査係

「研究事業応募書類在中」と明記

電話：03-6234-1123

(留意事項)

- ・ 入力の途中であっても、応募受付時間を過ぎると e-Rad での受付ができなくなりますので、時間に余裕を持って応募して下さい。また、応募書類等の提出のみで e-Rad に未登録の場合は、受付できません。
- ・ 応募書類等を送付するときは、簡易書留等配達が可能である方法とし、当該応募書類等が応募期間内に食品安全委員会事務局に到着するようにしてください。
なお、ファックス及び電子メールは応募に用いることができません。
- ・ 応募書類等を持参する場合は、上記(2)の提出先で受け付けます。受付時間は 9:30～12:00 及び 13:00～18:00 となります。ただし、土・日・祝日の受付は行っておりませんのでご注意ください。
- ・ 研究領域と研究内容が一致しないときは選定対象から除外されますので注意してください。
- ・ 研究実施計画に不備がある課題は、研究課題候補の選定対象から除外する場合があります。
- ・ 提出された応募書類等は、返却、又は差し替えることができません。
- ・ 応募書類等を受け付けた後1週間は、当該応募書類等の内容について確認等の連絡を行うことがありますので、主任研究者は連絡が取れるようにしてください。
- ・ 応募を受け付けた後、受付番号を受付通知用はがきに記載して返送します。

(e-Rad へ新規課題を登録した際に付番される、21桁の応募番号とは別の整理番号となります。)

第4 研究課題の決定等

1 審査の方法及び手順

(1) 採択候補研究課題の選定

採択候補研究課題の審査及び選定は、調査・研究企画調整会議研究運営部会（以下「研究運営部会」という。）が、以下に定めるところにより書面審査及びヒアリング審査を実施して選定します。

ア 書面審査（1次審査）

書面審査は、研究運営部会の構成員が、提出された応募書類等について、研究領域又は研究課題ごとに実施します。

イ ヒアリング審査（2次審査）

ヒアリング審査は、書面審査の結果を基に、対象となる課題を選定した上で、当該研究課題に係る主任研究者に対して実施します。

食品安全委員会事務局長（以下「事務局長」という。）は、ヒアリング審査の日程等を対象となる課題に係る主任研究者に通知するとともに、ヒアリング審査対象課題の受付番号を食品安全委員会のホームページ（<http://www.fsc.go.jp/senmon/gijyutu/index.html>）に掲載します。

ヒアリング審査は非公開で行い、対象となる課題に係る主任研究者の利害関係者は、審査を行うことができないこととなっています。

なお、ヒアリング審査は、平成24年3月21日（水）に開催しますので、あらかじめ日程の確保をお願いします。ヒアリング審査の日程及び時間割については、指定された日時から変更することはできませんのであらかじめご承知ください。

(2) 研究課題の決定

研究運営部会で選定された採択候補研究課題は調査・研究企画調整会議の審議を経て、食品安全委員会において研究課題を決定します。

2 審査基準

「第1 応募資格等」及び別紙2「評価項目及び評価基準」について審査します。

3 日程

平成24年2月上旬～3月上旬・・・書面審査（1次審査）

平成24年3月21日（水）・・・ヒアリング審査（2次審査）

平成24年4月中旬・・・研究課題の決定

4 課題の採否の通知

事務局長は、研究課題の採否の結果を、研究課題の決定後、速やかに当該課題に係る主任研究者に通知します。

なお、採否についての電話等による照会に応じることはできません。

5 研究課題の登録

応募された情報は、e-Rad 及び総合科学技術会議の政府研究開発データベースに登録されます。

6 他の研究助成等を受けている場合の措置

国や独立行政法人が運用する競争的資金やその他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)には、研究実施計画書の様式に従ってその内容を記載していただきます。これらの研究提案内容やエフォート(研究専従率)等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複及び過度の集中があった場合、研究課題の不採択となる場合があります。また、これらの情報に関して不実記載があった場合、研究課題の不採択、採択取消又は減額配分となる場合があります。

第5 委託契約等

1 委託契約の締結

- (1) 食品安全委員会は、国以外の研究機関に所属する主任研究者の提出した課題が研究課題とされた場合には、主任研究者の所属する研究機関の長との間で委託契約を締結することとします。
- (2) 食品安全委員会は、国の研究機関に所属する主任研究者の提出した課題が研究課題とされた場合には、主任研究者との間で委託契約を締結することとします。この場合、研究委託費の管理及び経理に係る事務を所属する研究機関の長に委任していただきます。

なお、主任研究者の所属する研究機関は機関経理に相応しい仕組みを備えている必要があります。

2 契約時に必要な書類

応募課題が研究課題に採択されたときは、次の書類を事務局長に提出してください。様式につきましては、採択が決まった際、改めてお知らせします。

- ① 年次計画
- ② 請書
- ③ 委託研究実施計画書

提出された書類に不備があるときは、委託契約を締結することができません。

委託契約は単年度の契約になりますので、リスク評価研究が終了するまで毎年度締結する必要があります。

3 再委託契約の締結

主任研究者がリスク評価研究の一部を他の研究者に分担させる場合、食品安全委員会との委託契約を締結した者(以下「受託者」という。)と研究の一部を分担した者(以下「分担研究者」という。)の間で再委託契約を締結する必要があります。その場合、再委託の内容については食品安全委員会との委託契約に準拠してください。ただし、主任研究者と同一の研究機関に属する分担研究者に分担させる場合は、再委託契約を締結する必要はありません。

4 研究委託費

研究委託費の額は、単年度当たり1研究課題につき1千5百万円を上限とし、研究課題と併せて決定します。

研究委託費の内訳は、「平成23年度科学・技術重要施策アクション・プラン」の「競争的資金の使用ルール等の統一化及び簡素化・合理化」により策定された「府省共通経費取扱区分表」に定める経費とします。

(1) 直接経費（研究の実施及びその成果の取りまとめのために必要となる次の経費をいう。以下同じ。）

① 物品費

・設備備品費(通常備えておくべき機器(汎用物品：PC(※)やプリンター並びに基本的な研究機器)は除く)

・消耗品費

(※) 主任研究者又は分担研究者の所属する機関の会計規則等で、PCが消耗品として扱われている場合であっても、PCの購入は原則認められませんので注意してください。

② 人件費・謝金

・人件費（新たに追加する非常勤研究員職員等に対する人件費）

・謝金

③ 旅費

④ その他

・外注費

・印刷製本費

・会議費

・通信運搬費

・光熱水料

・その他（諸経費）

・消費税相当額

(※) 本制度により取得した物品は、委託研究事業期間内は受託者の所有となり、受託機関の備品規程等により台帳管理する等、善良な管理者の注意をもって管理していただくこととなります。なお、当該委託契約期間終了後の備品の扱いについては、所有権を国に移転することになり、必要に応じて貸付を行うこととなります。（主任研究者等が国の研究機関に所属している場合は、当該委託契約期間終了後、当該物品を所属機関に寄付していただきます）。

(2) 間接経費（リスク評価研究の実施に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等のリスク評価研究の実施を支えるものをいう。以下同じ。）

間接経費は、直接経費の額の30%に相当する額を上限として計上することとし、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（別添資料参照）に基づいて、適正に執行していただきます。

- (3) 再委託費（分担研究者に対するリスク評価研究の一部の再委託に要する経費をいう。）

再委託費の経費の内訳は、4の(1)及び(2)と同様です。

5 繰越明許制度について

委託契約は毎年度ごとに契約し、当該年度分の額を決定します。ただし、課題の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、課題が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、次の事由に該当すると認められる場合には、年度内に使用しなかった予算を、翌年度に繰り越すことができるものとします。

(1) 繰越しを行うための条件

研究課題の実施に係る委託契約の繰越しを行うためには、委託事業計画書の委託業務が、契約締結時には予測し得なかった以下の要因により年度内の完了が困難となり、翌年度内に完了する見込みがあることが必要です。

- ・ 研究開発に際しての事前の調査が必要な場合
- ・ 研究方式の決定が困難な場合
- ・ 計画または設計に関する諸条件が変更し、年度内の完了が困難となった場合
- ・ 気象の関係により年度内の完了が困難な場合
- ・ 資材の入手難となった場合
- ・ その他やむを得ない事由による場合

(2) 必要な手続き

当該委託契約の繰越手続は、財務大臣と協議し、年度内（3月31日迄）に承認を得る必要があります。なお、繰越事由が発生した場合は、年度内に行う委託業務と繰り越すこととなる委託業務について、それぞれの業務の内容及び経費を明らかにするとともに、当該委託契約の契約変更手続を行い、既に支払いを受けた委託費がある場合においては、当年度に必要な委託費とその差額を国に返還することが必要になります。

なお、繰越事由が発生した場合は、速やかに事業全般に関する問い合わせ先に連絡してください。

(3) その他

翌々年度への繰越しは、認められません。

また、翌年度に継続的に実施する計画がある委託業務を繰り越す場合は、翌年度に実施する計画の委託業務の内容及び実施期間等に影響することが想定されるので留意してください。

6 委託契約の解除

受託者がこの要領の規定に違反したとき又は不適切な経理を行ったときは、委託契約が解除されることがあります。

第6 研究の成果

1 実績報告

受託者は、実施したリスク評価研究の成果に係る事業実績報告書を当該契約が満了する日までに、事務局長に提出してください。また、研究運営部会は、必要と認めるときは、主任研究者から研究内容について報告を受けることとします。

2 知的財産権の帰属

研究を実施し、特許権、著作権等の知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項の「知的財産権」をいう。以下同じ。）が発生した場合であって、受託者が次の①から③までの条件を遵守したときは、当該知的財産権の帰属を当該受託者又はその主任研究者とすることができます。

- ① 知的財産権を生ずべきリスク評価研究の成果が得られたときは、速やかに事務局長に報告すること。
- ② 事務局長が公共の福祉のために特に必要があるものと認めて要請するときは、国に知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。
- ③ 知的財産権については、その活用が図られることが重要であることから、相当期間に亘り活用されていない場合において、事務局長が特に必要があるものと認めて要請するときは、第三者に当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。

受託者がリスク評価研究の一部を再委託することにより発生する知的財産権の帰属も、同様の条件により分担研究者とすることができます。

3 刊行等

主任研究者又は分担研究者は、リスク評価研究の実施状況及び結果の全部若しくは一部を発表し、刊行し、又は雑誌等に掲載するときは、当該研究の成果である旨を明記してください。

また、リスク評価研究の実施中又は完了後5年以内に、その結果又は経過の全部若しくは一部を発表し、刊行し、又は雑誌等に掲載した場合には、その刊行物又はその別刷1部を添えて、その旨を事務局長に速やかに届け出てください。

4 成果の公表

主任研究者が取りまとめたリスク評価研究の成果報告書は、食品安全委員会のホームページ等で公表し、広く関係者への普及が図られます。また、研究成果発表会を開催し、成果の普及を図ることとしております（その際には、主任研究者に協力をお願いする場合があります。）。

5 健康危害情報

主任研究者は、リスク評価研究の過程において、国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報（以下「健康危害情報」という。）を把握したときは、速やかに事務局長に連絡してください。

また、分担研究者に対しても、リスク評価研究の過程において、人への健康危害情報を把握したときは、速やかに主任研究者へ連絡すべきことを周知してください。

第7 リスク評価研究の評価

食品安全委員会は、2年以上の実施期間を要するリスク評価研究について、毎年度、書類及びヒアリング審査による中間評価を実施して、研究課題の達成度等を評価し、次年度以降にリスク評価研究を継続することの要否を判断します。

中間評価において研究課題の達成が困難であると判断したときは、次年度以降の委託契約を行わないことがあります。なお、中間評価の結果を受けて、必要に応じて実績報告書や次年度の研究計画に反映していただきます。

また、食品安全委員会は、リスク評価研究について、その終了後速やかに、書類及びヒアリング審査による事後評価を実施します（必要に応じてヒアリング審査に出席いただきます。）。

事務局長は、中間評価及び事後評価の結果を、当該評価の対象となったリスク評価研究に係る主任研究者に通知するとともに、食品安全委員会のホームページ等で公表します。

第8 報告等

食品安全委員会事務局は、受託者、主任研究者及び分担研究者(以下「受託者等」という。)から、研究の実施状況若しくは経理の状況を知るために必要な報告を徴し、又は受託者等に対し、研究の実施状況若しくは経理の状況を確認するために特に必要な資料の提出を求めることがありますので、領収書等の証拠書類（直接経費、間接経費（※）共に）については、適正な保管をお願いします。

なお、リスク評価研究について、目的とする成果につながるように年度途中において進捗状況調査を行います。また、食品安全委員会事務局は、研究の健全な運営を確保する観点から受託者等による研究の実施状況又は経理の状況を実地指導することがあります。

（※）他の配分機関から交付される間接経費を含む。

第9 その他

1 「競争的資金の適正な執行に係る指針」への対応について

リスク評価研究は、国や独立行政法人が運用する競争的資金制度の一つとして位置付けられています。したがって、本制度への応募に際しては、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（別添資料参照）に基づき、次のとおり対応します。

（1） 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除を行うための措置

「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除を行うために、応募内容の一部がe-Rad及び総合科学技術会議の政府研究開発データベースに登録される他、国や独立行政法人の他の競争的資金担当者に応募内容の一部について情報提供を行う場合があります。

（2） 不正使用及び不正受給への対応

本制度において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者の不正の内容を国や独立行政法人の他の競争的資金担当者に情報提

供します。また、悪質な事案についてはその概要を公表することがあります。その結果、他の競争的資金制度において申請及び参加が制限される場合があります。

(3) 研究上の不正行為への対応

本制度による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為があったと認定された場合、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、本制度の研究委託費の全部又は一部の返還を求めることがあります。

また、本制度による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為があったと認定された場合で、不正行為に関与した者及び不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、当該不正行為の概要を、国や独立行政法人の他の競争的資金担当者に情報提供します。その結果、他の競争的資金制度において申請及び参加が制限される場合があります。

2 個人情報の取扱い

本制度に係る応募書類及び e-Rad に登録された個人情報は、食品安全委員会が採択した場合の結果の連絡、採択後の契約手続、評価の実施等、業務のために利用及び提供するほか、上記1～3に基づく情報提供を行う場合があります。また、当該システムを経由して総合科学技術会議の政府研究開発データベース（※）に登録されます。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報（研究課題名、研究概要、主任研究者名、所属機関名及び研究実施期間等）は、行政機関が保有する情報として公開されることとなります。以上のことを予めご了知の上、応募書類へのご記入をお願いします。

(※) 政府研究開発データベースについて

政府研究開発データベースとは、国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、総合科学技術会議において、各種情報（研究者、研究テーマ、研究費、研究成果等）について一元的・網羅的に把握し、関係する政府部内において必要情報を検索・分析できるデータベースです。なお、本データベースは一般に公開されておりません。

3 国民との双方向コミュニケーション活動について

科学の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する双方向コミュニケーション活動が求められています。（※）

特に、1件あたり年間3千万円以上の公的研究費（競争的資金）の配分を受ける研究者においては、本活動に積極的に取り組むようお願いします。

（※）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

(<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>)

この応募要領に関する問い合わせ先
(研究費の不正使用等の情報についても受け付けます)

〒107-6122 東京都港区赤坂5-2-20赤坂パークビル22階
内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課調査係
電 話 : 03-6234-1119又は1123小島、山野)
F A X : 03-3584-7391

e-Rad による応募について

1. e-Rad について

e-Rad とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

2. e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、下記のヘルプデスクにて受け付けます。食品安全委員会のホームページ及びe-Radのポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）をよく確認の上、問い合わせてください。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

○ポータルサイト：

<http://www.e-rad.go.jp/>

（なお、研究者、研究機関への情報提供ページは、ポータルサイトの最下層にリンクを設けております。）

○食品安全委員会のホームページ（参考）：

<http://www.fsc.go.jp/senmon/gijyutu/index.html>

（参考：問い合わせ先一覧）

e-Radの操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ヘルプデスク	0120-066-877 （受付時間帯） 9：30～17：30（※）
制度・事業に関する問い合わせ及び提出書類作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	内閣府食品安全委員会事務局 情報・緊急時対応課 小島、山野	03-6234-1119又は1123（直通） 03-3584-7391（FAX） （受付時間帯） 9：30～12：00、 13：00～18：00（※）

※土曜日、日曜日、国民の祝日を除く

3. e-Radシステムの使用に当たっての留意事項

① e-Radによる応募

e-Radによる応募登録は、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から行ってください。

操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイトから参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

② e-Radの利用可能時間帯

(月～金) 午前6：00から翌午前2：00まで

(土曜日) 午後0：00から翌午前2：00まで

(日曜日) 午後0：00から翌午前2：00まで

なお、祝祭日であっても上記の時間帯は利用可能です。

ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、システムの運用停止を行うことがあります。e-Radの運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

③ 研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、所属する研究機関は応募時までに登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

④ 研究者情報の登録

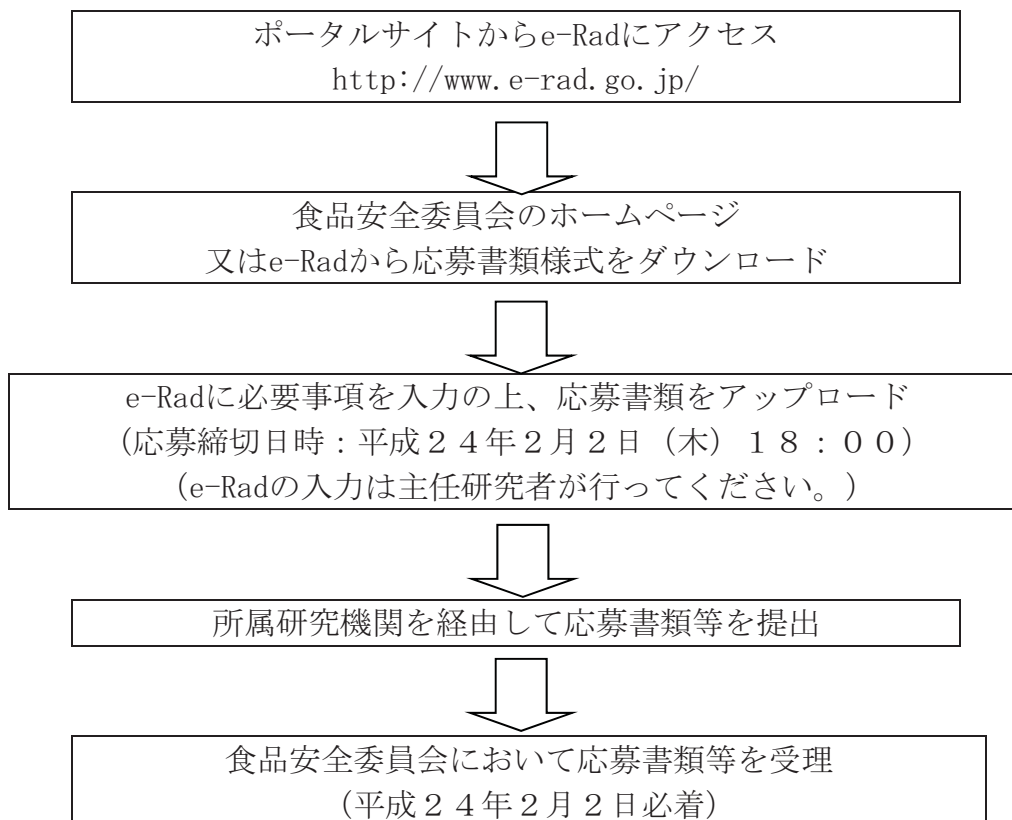
研究課題に応募する主任研究者および研究に参画する分担研究者は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。所属研究機関に所属している研究者の情報は所属研究機関が登録します。

⑤ 個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する他、e-Radを経由し、内閣府総合科学技術会議「政府研究開発データベース」へ提供します。

(3) e-Radを利用した応募の流れ

e-Radを利用した応募の流れ



なお、応募書類のアップロード後は、e-Radにより応募書類受理状況が確認できます

(4) 応募書類の注意事項

- ① e-Radの操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードして下さい。
- ② 本事業の内容を確認の上、所定の様式をダウンロードして下さい。
- ③ 応募書類（アップロードファイル）は「Word」、「一太郎」、「PDF」のいずれかの形式にて作成し、応募してください。「Word」、「一太郎」、「PDF」は以下のバージョンで作成されたものでないと、アップロードがうまく出来ない場合がありますのでご注意ください。
 - Word 2000以降
 - 一太郎 Ver. 12以降
 - Adpbe Acrobat Reader(Adobe Reader) 5.01以降応募書類に貼り付ける画像ファイルの種類は、「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとして下さい。それ以外の画像データ（例えば、CADやスキャナ、PostScriptやDTPソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等）を貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、ポータルサイトに掲載している研究者用マニュアル3.4「画像を貼り付ける方法」を参照してください。
- ⑤ 公募時にアップロードできるファイルの最大容量は3 Mbyteです。
- ⑥ 作成した応募書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換されます。

なお、外字や特殊文字を仕様した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をe-Radで必ず確認してください。利用可能な文字については、操作マニュアル「1.7システムの基本的な操作方法」を参照してください。
- ⑦ 当面の間、e-Radでの公募に併せて、書面での提出もしていただきますが、e-Radで応募書類を提出した後に内容を修正することはできません。必ずe-Radでアップロードした応募書類と書面の内容が一致するようにしてください。
- ⑧ 提出締切日までにe-Radの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」とならない場合は無効となりますので「配分機関受付中」とならない場合は、至急、所属機関に連絡してください。

応募書類の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。
- ⑨ e-Rad画面上で金額を入力する際は、応募書類に計上した金額と同額になるよう、充分留意してください。
- ⑩ 上記以外の注意事項や内容の詳細については、ポータルサイト（研究者向けページ）に随時掲載しておりますので、ご確認ください。

別紙 2 評価項目及び評価基準

(事前評価)

評価項目		評価基準
I	研究の必要性	<p>研究領域の趣旨に沿った研究内容となっているか評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 食品健康影響評価に関する研究であること 2 研究内容の科学的、技術的意義について 3 関連する研究の実施状況を踏まえ、独創性、新規性等について
II	研究の妥当性	<p>以下の点に関する研究体制及び研究計画、研究遂行の妥当性について評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研究の体制（主任研究者、分担研究者の役割分担） 2 主任研究者等の既往の成果、能力 3 研究の計画、方法 4 研究の実施期間における遂行の可能性 5 費用対効果
III	期待される研究成果の有用性	<p>期待される研究成果の活用性とその有用性について評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 既往の成果、研究手法等を勘案し、研究目標の実施期間内における達成可能性について 2 食品健康影響評価への貢献等の可能性について 3 研究の成果の発展可能性について